

議員提出議案第3号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和5年3月13日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「令和3年度から令和5年度までの各年度」を「令和5年度」に改め、「当該各年度の」を削り、同項第1号及び第2号中「37,890円」を「34,950円」に改め、同項第3号中「49,257円」を「45,435円」に改め、同項第4号中「56,835円」を「52,425円」に改め、同項第5号中「68,202円」を「62,910円」に改め、同項第6号中「75,780円」を「69,900円」に改め、同項第7号中「87,147円」を「80,385円」に改め、同項第8号中「94,725円」を「87,375円」に改め、同項第9号中「113,670円」を「104,850円」に改め、同項第10号中「125,037円」を「111,840円」に改め、同項第11号中「132,615円」を「118,830円」に改め、同項第12号中「151,560円」を「132,810円」に改め、同項第13号中「166,716円」を「146,790円」に改め、同項第14号中「181,872円」を「160,770円」に改め、同項第15号中「197,028円」を「181,740円」に改め、同項第16号中「212,184円」を「195,720円」に改め、同条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和5年度」に、「22,734円」を「20,970円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和5年度」に、「30,312円」を「27,960円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和5年度」に、「53,046円」を「48,930円」に改め、同条第5項中「当該各年度」を「令和5年度」に改める。

第12条第2項中「当該各年度の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例の規定は、令和5年度分の保険料から適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

令和5年度における保険料率を改めるため、この条例を制定するものである。